

別表（第4条関係）

区分	工事内容
外部工事	屋根の葺き替え、防水、塗装その他の屋根工事
	外壁の張り替え、塗装その他の外装工事
	雨樋の取り替え、改修その他の樋工事
	サッシ及びガラスの取り付け、取り替えその他の建具工事
内部工事	床材、壁材及び天井材の張り替えその他の内装工事又はタイル工事
	床材、壁材、天井材の塗り替えその他の塗装工事又は左官工事
	ドアの取り替え、襖の表替えその他の建具工事
	畳の入れ替え、表替えその他の畳工事
建築設備工事	ユニットバス化、浴槽の取り替えその他の浴室工事（内部工事に関連して行うものに限る。）
	システムキッチンの取り替えその他の厨房工事（内部工事に関連して行うものに限る。）
	洗面台、便器の取り替えその他衛生設備工事（内部工事に関連して行うものに限る。）
	給水管、排水管（公共下水道への接続を含む）及びガス管の取り替えその他の配管工事（内部工事に関連して行うものに限る。）
	配線、コンセント設置その他の電気設備工事（内部工事に関連して行うものに限る。）
その他の工事	外部工事、内部工事、及び建築設備工事に関連して行う解体工事
	段差の解消、手すりの設置その他バリアフリー化のための工事（町の他の制度による補助金等の交付を受けようとするもの又は受けているものは除く。）
	基礎、土台、柱、壁その他構造部分の耐震補強工事
	二重サッシの設置、断熱材の設置その他断熱化のための工事
	その他特に必要とする工事

※電気製品の取り付け工事や倉庫等の改修工事は助成の対象としません